

最高裁秘書第3636号

平成29年8月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを  
別添のとおり送付します。

記

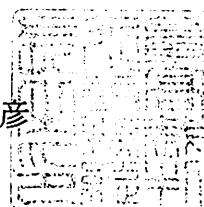
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第50号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年8月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



### 理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

#### 1 諒問日等

##### (1) 諒問日

8月22日

##### (2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、苦情の申出をする旨主張しているが、  
、当該判断は相当であると考える。

#### 2 理由

##### (1) 開示申出の内容

第69期司法修習生の事前課題に関する模範答案、参考答案その他司法研修所教官室が作成した答案

##### (2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月2日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

##### (3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 本件申出に係る文書は、作成又は取得していない。

司法修習は、法曹に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的

な視点や考え方を学ばせることを目的としており、正解を重視しているものではなく、事前課題について、模範答案、参考答案等は作成していない。

イ よって、申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。